

【お知らせ】 処遇改善加算金、特定処遇改善加算金の再分配について

介護職員の皆様、日頃から熱心に業務に取り組んでいただきありがとうございます。皆様の成果のひとつである介護報酬に含まれる処遇改善加算金および特定処遇改善加算金の再分配について、お知らせ申し上げます。

介護職員の方には、処遇改善加算金と特定処遇改善加算金の合計金額を再分配します。その他の職種は特定処遇改善加算金のみ再分配となります。途中入職者、途中異動者等は、計算期間のうちの所属期間で計算します。再分配の方法は、以下のとおりですので、ご理解・ご承知おきの程よろしくお願い申し上げます。

1. 処遇改善加算金

■ 再分配方法

処遇改善加算金は、年度毎に（1）給与による再分配、（2）賞与（12月賞与、翌年5月の特別賞与）にて再分配を行います。

（1）給与による再分配

- ① 毎月 18,000 円（給与明細書への記載は処遇改善手当：8,000 円、調整手当：10,000 円）
- ② 職務手当（介護福祉士 5,000 円分、初任者研修修了者 3,000 円）
- ③ 介護手当（一律 2,000 円）

（2）賞与による再分配

- 12月 賞 与： 同年4月～9月期（6ヶ月分）の処遇改善加算金から昇給額分を引いた金額を原資として、①～③の合計を引いた金額
- 5月特別賞与： 前年10月～同年3月（6ヶ月分）の処遇改善加算金から昇給分を引いた金額を原資として、①～③の合計と昇給分を引いた金額

■ 計算例

給与による再分配（例）

	介護福祉士	初任者研修	無資格
職務手当	5,000 円 (10,000 円の内)	3,000 円	0 円
処遇改善手当	18,000 円	18,000 円	18,000 円
介護手当	2,000 円	2,000 円	2,000 円
合計 (A)	25,000 円	23,000 円	20,000 円

賞与による再分配（例）

- ① 処遇改善加算金発生額（6ヶ月分）4,000,000 円として
- ② 昇給分（本年度昇給額6ヶ月分）：360,000 円として
- ③ 介護職員数（就労時間による常勤換算）：20 人とすると
- ④ 一人当たり（6ヶ月分）：20,000 円（= [①-②] ÷ ③）

	介護福祉士	初任者研修	無資格
	182,000 円	182,000 円	182,000 円
給与支払い分 (A×6)	150,000 円	138,000 円	120,000 円
合計	32,000	44,000 円	62,000 円

2. 特定処遇改善加算金

介護職員等特定処遇改善加算（2019年10月新設）は、介護職員全体の処遇を改善する現行の加算に加えて、経験・技能のある介護職員の更なる処遇改善を目指しています。ある程度、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められています。

■再分配のルール（以下の基本的なルールが定められている）

まず、職員を以下の3グループに分けます。

- A. 経験・技能のある介護福祉士資格を持った職員
- B. その他の介護職員
- C. その他の職種

そして以下のルールに基づいて配分を決めます。

- ① Aの職員のうち1人以上は月8万円もしくは年収440万円まで賃金アップさせること。
- ② 処遇改善額が、AはBの2倍以上、CはBの2分の1以下に設定すること。

当法人では以下のグループ分けを行い、法人内の特定処遇改善加算金を算定できる事業数に基づき、5人以上は年収440万円まで賃金アップを行います。

グループ	条 件
A	介護福祉士として10年以上の経験を持つ者またはそれに満たなくても当法人で10年以上勤務している主任以上の介護福祉士（いずれも正職員）
B	A以外の介護職員（正職員またはパートであってもサービス提供責任者である者）
C	その他の職員（正職員） ※ただし、前年度の年収が440万円以上の者は対象外。

なお、当法人の各介護部門における加算の算定状況は以下の通りです。

部 門	加 算
ヘルパーステーションくろさわ	加算Ⅰ
老健くろさわ（従来）	加算Ⅱ
老健くろさわ（ユニット）	加算Ⅰ
デイケアくろさわ	加算Ⅰ
カーサ・デ・ヴェルデ黒沢	加算Ⅰ

■再分配方法

賞与による再分配

12月 賞 与：同年4月～9月期（6ヶ月分）の原資を再分配

5月特別賞与：前年10月～同年3月（6ヶ月分）の原資を再分配

計算結果（例）

原資			再分配	
			1ヶ月分	6ヶ月分
加算報酬	6,884,185円	A	28,000円	168,000
調整	1,870円	B	13,550円	81,300
合計	6,886,055円	C	6,930円	41,580